

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部
企画・検疫課

目 次

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた対応について……………1-1
2. 検疫法に基づく水際対応について……………2-1

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた対応について【資料：1-1～1-5】

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症危機において、平時における準備や、感染症発生の初動期・対応期といったそれぞれの段階において、国、地方公共団体等が適切に行動できるようにするための指針として、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が全面改定された（令和6年7月2日閣議決定）。

- 令和7年度は、政府行動計画の実効性を担保するため、改定後初めてとなるフォローアップを実施し、結果が6月27日（金）の新型インフルエンザ等対策推進会議にて報告された。各自治体におかれても、都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画を全面改訂いただいたと承知しているが、次なる感染症危機において行動計画に基づき適切な対応ができるよう、平時より準備をお願いする。

- 令和7年度感染症危機管理対応訓練として、11月18日（火）に内閣感染症危機管理統括庁が中心となって「政府対策本部訓練」が実施され、それに合わせて厚生労働省内でも対策本部訓練を実施した。「政府対策本部訓練」において、海外で新型インフルエンザが発生した場合の政府の初動対処を確認の上、「厚生労働省対策本部訓練」において省内の初動対処の状況を共有し、今後の対応方針の確認を行った。各自治体におかれても、こうした実践的な訓練等を通じて、次なる感染症危機に備えていただくようお願いする。

2. 検疫法に基づく水際対応について【資料：2-1～2-11】

- 検疫所では、海港・空港において海外からの航空機や船舶に対する検疫を実施しており、検疫感染症を疑う者を発見した場合には、検査や感染症の種類に応じた措置等を実施している。なお、患者発見時や感染したおそれのある者の健康監視を実施する際には、検疫所から都道府県等に対して通知や情報共有等を行うため、検疫所と連携の上、ご対応いただきたい。
- 感染症媒介動物への対策として、港湾・空港区域において媒介動物の調査を行うとともに、病原体を保有した媒介動物を発見した場合等には、関係自治体等にも情報を共有の上で、駆除等の措置を実施している。
- 厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」等において、海外の感染症情報の提供等を行っているので、適宜ご参照いただきたい。

※ 厚生労働省検疫所ホームページ（FORTH）

<https://www.forth.go.jp/index.html>

- 令和8年度においても海外から流入が懸念される感染症の病原体の変異や動向を幅広く把握するための入国時感染症ゲノムサーベイランスを実施する予定であり、サーベイランスの結果については、厚生労働省ホームページで適宜ご参照いただきたい。

※ 厚生労働省ホームページ（水際対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54515.html#2025

- 2020年以降も世界でH5N1亜型鳥インフルエンザのヒト感染が発生している状況。日本でも昨年11月に鳥インフルエンザウイルスに感染した疑いのある入国者の対応事例があった。

- H5N1やN7N9亜型の鳥インフルエンザは、検疫法第2条第3号に規定される検疫感染症になるが、この感染症を題材に、検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県等との連携についてフローをお示ししている。

外国から来航した船舶・航空機により到着した者が検疫感染症に感染したおそれがある場合、病原体ごとに定められた期間、健康監視対象になる。健康監視期間中に発熱や咳等の健康状態に異状が生じた場合は、検疫法第18条第3項の規定に基づき、検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等へ通知を行い、感染症法第15条の2の規定に基づき都道府県等に対応を引継ぐことになる。

都道府県等においては、検査の要否を判断いただき、検査を実施する場合は検体を採取して地方衛生研究所において実施する。この検査の実施に当たっては、関連通知等に基づくご対応をお願いする。

H5N1 や H7N9 亜型の鳥インフルエンザや中東呼吸器症候群 (MERS) のおそれがある場合、検査開始時は、必ず、厚生労働省感染症対策課に、検査結果の判明予定時刻も併せてご一報をお願いします。政府においては、陽性が判明した場合、関係省庁対策会議を開催する必要があり、速やかなご一報をお願いします。

地方衛生研究所における検査が陽性の場合、疑似症として届出の対象となり、国立健康危機管理研究機構 (JIHS) において確定検査を実施することになる。都道府県等により JIHS に直接検体を搬送いただくことになるので、事前に、搬入方法のご検討と、十分な量の検体採取をお願いします。また、基本的に、陽性が確定した場合には事案を公表することとなり、公表内容やタイミングについて十分連携したく、情報管理の徹底をお願いします。

管内に検疫所がない都道府県でも、このような対応が発生する可能性があるため、予め対応を御確認いただき、準備をお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時から検疫所長が医療機関の管理者と協議し、隔離・停留措置の実施のための病床確保に係る協定を締結する旨の規定が設けられた（検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 23 条の 4）。また、検疫所長は、協定（一類感染症に係る入院の委託に関するものを除く。）を締結しようとするときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に意見を聴取することとともに、協定を締結した際には、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対してその旨を通知することとされている。令和 6 年 4 月 1 日から都道府県にも御協力をいただき協定の締結を進めているところであるが、検疫所と医療機関の協定の締結においては引き続きご協力いただきたい。
- 一類感染症や新型インフルエンザ等の発生等に備え、全国の検疫所において平時から検疫措置訓練を実施しているところである。これまでも都道府県や保健所等には検疫所の訓練に参加いただいているところであるが、引き続き、検疫所との連携をお願いしたい。